

# 杉戸町使用料見直し基本方針

平成23年11月  
(令和5年7月改定)

杉戸町

# 目 次

第 1	基本方針策定の趣旨	1
第 2	対象となる公共施設	1
第 3	基本方針の 3 本の柱	2
1.	受益者負担の原則（第 1 の柱）	2
2.	共通的な使用料算定ルールの確立（第 2 の柱）	2
	（1）原価	2
	（2）使用料算定のための原価	2
3.	減免規定の適正化（第 3 の柱）	4
	（1）減免基準	4
	（2）町外利用者の使用料の設定	5
	（3）営利を目的として利用する場合の設定	5
	（4）激変緩和措置等	5
第 4	使用料の設定及び改定	5

# 杉戸町使用料見直し基本方針

## 第1 基本方針策定の趣旨

当町には、さまざまな公共施設が整備され、住民の方々に日々活用されています。そして、これらの公共施設を維持管理するための費用は、その多くが税金と公共施設の利用者が負担する使用料等によって賄われています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会活動が低迷したことでの町税収入の減少やウクライナ情勢によるエネルギー価格の高騰、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増大等により、公共施設の維持管理を取り巻く環境は非常に厳しい状況です。

これまでに引き続き、公共施設の維持管理費用の縮減や管理の効率化を行いながら、「杉戸町公共施設等総合管理計画」に沿った改修等を計画的に実施することで施設の長寿命化を図るとともに、令和3年2月に策定した「第7次杉戸町行政改革大綱」に基づき、公共施設の使用料の見直しについても定期的を実施します。

なお、使用料の見直しにあたっては、公共施設の基本的な考え方を整理し、使用料の算定ルール等を事前に定めておく必要があり、これらの基準を明確化するため「杉戸町使用料見直し基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

## 第2 対象となる公共施設

公共施設とは、一般的に、道路、河川、下水道、公園、公民館等の公共の用に供する施設をいいますが、基本方針の対象となる公共施設は下表のとおりです。

（令和5年4月1日現在）

施設名	施設名
杉戸町コミュニティセンター【建設中】	杉戸町立東公民館
杉戸町彩の国いきいきセンターすぎとピア	杉戸町立西公民館
杉戸町立高野農村センター	杉戸町立南公民館
アグリパークゆめすぎと	杉戸町立泉公民館
杉戸深輪産業団地地区センター	南テニスコート
杉戸西近隣公園	杉戸町生涯学習センター
倉松公園	杉戸町国体記念運動広場
屏風フットサルパーク	杉戸町ふれあいセンターエコ・スポいずみ

### 第3 基本方針の3本の柱

基本方針では、「受益者負担の原則」「共通的な使用料算定ルールの確立」「減免規定の適正化」を『3本の柱』として位置づけます。

#### 1. 受益者負担の原則（第1の柱）

使用料は、公共施設の利用者に、その利用の対価としてご負担いただいているものです。利用者から見れば、安価であればあるほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理等に要する費用の不足分は税金で賄うこととなり、住民全体で負担することになります。

公共施設を利用する方と利用しない方との公平性を考えた場合、「受益者負担の原則」に基づき、利用者に応分のご負担をいただくことは必要なことです。

#### 2. 共通的な使用料算定ルールの確立（第2の柱）

使用料の算定ルールを、共通的なものとして明確化することは、公共施設の利用者自身が負担している使用料の積算根拠を納得いただくうえで重要なことです。

そこで、住民の方々にわかりやすい使用料の算定ルールとして、統一的な方法で把握した原価（公共施設の利用に係る費用）から算出する方式により、公共施設の使用料の見直しを図ります。

##### (1) 原価

原価（公共施設の利用に係る費用）の算出には、民間企業における資産管理の考え方を応用した、『行政コスト計算』という手法を用います。

『行政コスト計算』では、公共施設の維持管理や運営等に要した費用（3か年の決算額平均）を、次頁【表1】の項目ごとに集計して算出します。ここでいう費用には、人件費、物件費等のほか、毎年度の費用として認識する必要のある減価償却費（時間の経過による固定資産価値の減少分）が含まれます。

##### (2) 使用料算定のための原価

多くの公共施設を運用している当町としては、減価償却費等を含め、公共施設の維持管理等に係るすべての費用を原価とすることが適切であると考えます。

しかしながら、町が公共施設を維持管理することは、住民サービスの観点において、町が担うべき重要な役割のひとつであり、すでに税負担によってその費用の一部は賄われていると考えられます。

そのような理由から、人件費（委託料に含まれる人件費相当分を含む。）及び共用部分（オープンスペース）に係る費用については、使用料算定のための原価に加えません。

【表 1】 『行政コスト計算』における費用の項目

項 目	説 明
人件費	公共施設の維持管理や運営等に係る職員等の人件費、退職給与引当金繰入等
物件費	公共施設の維持管理や運営等に係る光熱水費、委託料、賃借料等
維持補修費	公共施設の修繕料、維持補修工事費等
補助費等	公共施設の維持管理や運営等に係る火災保険料、謝礼金、補助金等
減価償却費	公共施設本体の取得価額×0.9÷耐用年数
公債費	公共施設本体に係る公債費（利子分）の年度平均額
債務負担行為支出額	公共施設本体に係る割賦による債務負担行為支出額（利子分）の年度平均額

【特記事項】 複合施設・併設施設等の取扱い

複合施設・併設施設等において、光熱水費や委託料等が施設全体で合算されている場合は、該当する部分に係る費用のみを算出します。

≪ 会議室等を利用する場合の原価計算 ≫

会議室等を利用する場合は、1平方メートル・1時間当たりの原価を計算したうえで、使用面積に応じた原価を計算します。

$$1 \text{ 時間当たりの原価} = \frac{\text{公共施設の年間維持管理費用}}{\text{全施設面積}} \times \text{使用面積} \div \text{年間使用可能時間}$$

≪ 個人単位で利用する公共施設の場合の原価計算 ≫

トレーニングルームや浴室等のように、個人単位で利用する公共施設の場合は、目標とする年間の施設利用者数をベースに、利用者一人当たりの原価を計算します。

$$\text{一人当たりの原価} = \frac{\text{公共施設の年間維持管理費用}}{\text{目標とする年間の施設利用者数}}$$

## 《 テニスコート等の貸切利用の場合の原価計算 》

一定区画を貸切で利用する場合は、1平方メートル・1時間当たりの原価を計算したうえで、使用面積に応じた原価を計算します。

$$\text{1時間当たりの原価} = \frac{\text{公共施設の年間維持管理費用} \div \text{使用可能面積} \times \text{使用面積} \div \text{年間使用可能時間}}$$

### 3. 減免規定の適正化（第3の柱）

使用料の減免規定は、公共施設の利用促進等に一定の効果を挙げていますが、利用のほとんどが減免となるような制度であった場合、「受益者負担の原則」（第1の柱）の趣旨に照らしても、負担の公平性が損なわれる危険性があります。

そこで、減免規定の内容については、大多数の方が適切であると容認できる範囲に限定します。

#### (1) 減免基準

減免規定の適用にあたっては、利用者の活動内容等に基づき、原則として下表の区分において対応を図ります。

区 分	減免の内容	備 考
町、町の機関※ <sub>1</sub> または当該施設の管理運営団体が利用する場合	免除	行政目的及び管理運営団体が公共的目的で利用する場合に限る。
町に登録された障がい者団体が利用する場合または障がい者等が個人で利用する場合※ <sub>2</sub>	免除	障がい者団体として登録された団体が設立目的の範囲内の活動により利用する場合。障がい者個人で利用する場合※ <sub>2</sub> の介護者は2名以内免除。
その他町長が認める特別の事由がある場合	減額 または免除	その適用については、十分な検討を行い、その基準を明確にしたうえで適用する。

※1 「町の機関」とは、教育委員会（町立幼稚園、小・中学校を含む。）、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、議会、審議会等の附属機関等をいいます。

※2 「個人で利用する場合」とは、トレーニングルームや浴室等のように、個人単位での料金を設定している公共施設の利用を指します。

## (2) 町外利用者の使用料の設定

町外に住所を有する方が、当町の公共施設を利用する場合の使用料は2倍とします。ただし、町内の事業所等に勤務、または町内の学校等に通学する方の使用料は、町内に住所を有する方の使用料と同額とします。

また、田園都市づくり協議会及び埼玉県東部中央都市連絡協議会の構成市町（春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町及び白岡市）に住所を有する方の協定施設の使用料は、町内に住所を有する方の使用料と同額とします。

## (3) 営利を目的として利用する場合の設定

営利を目的として町内に住所を有する方が利用する場合、または営利を目的とする町内の団体が利用する場合は、規定使用料の3倍の額とします。

また、営利を目的として町外に住所を有する方が利用する場合、または営利を目的とする町外の団体が利用する場合は、規定使用料の6倍の額とします。

なお、営利目的の継続的な利用は不許可とします。

設置の目的等から、以下の公共施設は除外します。（営利目的の利用は不可）

施設名	杉戸町立の各公民館（東・南・西・泉）
-----	--------------------

## (4) 激変緩和措置等

この基本方針に基づいて算出した使用料について、現行の使用料と比べ著しい差が生じる場合は、近隣市町の類似施設における使用料を参考に設定することができることとします。

また、指定管理者制度を導入し、利用料金制度にて運営を行っている公共施設については、当該施設の指定管理者と協議のうえ、利用料金の見直しを検討することとします。

## 第4 使用料の設定及び改定

今後、公共施設の使用料の設定及び改定にあたっては、本基本方針を踏まえ、近隣市町の状況、施設の特殊事情等を考慮し検討することとします。また、使用料の見直しは、原則として5年毎に行います。